

平成21年3月31日

各 区 所 長  
各 部 事  
各委員（会）事務局長  
市議会事務局長

南相馬市長 渡 辺 一 成

## 平成21年度予算の執行方針について（通知）

平成21年度の地方財政については、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等に沿って国の歳出予算の取組に歩調を合わせ、定員の純減・給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図ることとした。一方、地方交付税の増額と地方財政計画の歳入歳出の適切な積み上げに取り組むこととし、「生活防衛のための緊急対策」を踏まえ、雇用創出等のため地方交付税を1兆円増額するとともに、地方財政計画の歳出を増額することとした。

本市の中長期の財政環境は、財政想定・計画では決算規模が平成20年度をピークとして歳入、歳出ともに減少傾向をたどるものの、合併後20年間の健全財政の基調はほぼ守られることが見込まれる。歳入においては、景気後退等の影響により市税は減少を続けており、その減収の財源措置である普通交付税も火力発電所の償却資産の減等の振替分で増額が見込まれるものの、一般財源総額は減少傾向にある。一方歳出では、人件費は合併効果により減少するものの、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することから、新たな市民サービスへの対応のためにはスクラップアンドビルドの徹底、事業の選択と集中、そして財源のシフトなど多方面から事業の構築を図る必要がある。

平成21年度当初予算は、国の財政支出の抑制を図りつつも、生活防衛のための緊急対策の重点配分の予算編成に呼応し、喫緊の課題である地域活性化や雇用対策を最優先に総合計画の実施計画に掲げた事業を確実に推進するための予算編成とし、地方財政の環境は厳しさを増しているが、目的基金を有効活用しながら、財政調整基金の取り崩しを最小限に抑えた。その結果、予算総額は対前年比7億7,003万円（2.6%）減少し、289億293万円となった。

以上のような財政状況を踏まえ、平成21年度の予算執行に当っては、これまでの各種住民サービスを維持するとともに、地域協議会やまちづくり委員会を通し、地域のコミュニティの確立や地域の資源を活かした事業を構築し、魅力ある地域づくりに努めること。また、予算執行に当っては、ただ漫然と事業を執行するのではなく歳入状況を勘案しながら、事業の執行段階においても、その必要性、妥当性、事業の効果等を改めて見極めること。さらには、昨年度の決算から財政健全化法の適用を受けることから、財政4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の推移について十分留意するとともに、引き続き健全な財政運営に努め、下記の点に留意し、計画的かつ効果的に執行するよう通知する。

## 1. 総括的事項

- ① 関係法令を遵守し、計上された予算の目的に沿って、執行計画に基づき、適正かつ効率的に執行すること。なお、予算計上済といえども、社会情勢の変化等を十分考慮し効果的に執行すること。
- ② 各部等相互にわたる施策については、常に連携を密にし、情報の共有化を図り事業の円滑な執行に努めること。
- ③ 各部の長は、常に所掌する事務事業の進捗状況と予算の執行状況の把握に努めること。予算の執行計画に比し、遅延している事務事業があるときは、速やかに問題点を究明し、当該事務事業の円滑な推進に努めること。
- ④ 事務事業の見直し等、積極的に行財政改革の推進を図ること。
- ⑤ 国・県支出金及び市債に係る事業計画の策定及び変更、後年度の財政負担を伴う継続費、債務負担行為の設定及び覚書等の取り交わしにあたっては、事前に財務課と協議すること。
- ⑥ 全庁的に配置されているパソコンや文書・財務・電子決裁システム等を十分に活用した効率的な事務処理に努めること。

## 2. 個別事項

### 【歳入関係】

- ① 歳入の大宗をなす市税については、税負担の公平を期すためにも課税客体の把握に脱漏なきよう留意し、滞納額の解消に努力し、徴収率の向上に努めること。
- ② 行政サービスの対価である使用料及び手数料については、適正な徴収に努めること。
- ③ 国・県支出金については、その確保に万全を期すとともに、前金払・概算払制度があるものについては、これを極力活用し、早期収入に努めること。
- ④ その他の収入については、収入客体を的確に把握し、適時に収入手続きを行い、収入漏れのないよう努めること。

### 【歳出関係】

事業の執行に当たっては、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治の理念に基づき、厳正でかつ効率的な執行と経費の節減・合理化になお一層努めること。

なお、各費目の留意事項については同日付け「平成21年度予算の執行について」を参考とされたい。

## 3. その他

特別会計及び企業会計についても、一般会計に準じて執行すること。